

## 近江バス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業についての説明会（水口地区）

### 開催概要

日 時：2026年1月30日(金) 19:00～21:30

場 所：甲賀市まちづくり活動センターまるーむ 2階多目的室

来場者：約170名

進 行：	・開 会・事務者挨拶	19：00
	・事業者説明	19：05～19:50
	・質疑応答	19：50～20:50
	・質問受付（後日解答）	20：50～21:30
	・閉 会	21：30

議事概要：約50分間の事業者からの説明の後、約1時間の質疑・応答時間を設けましたが、ご意見・ご質問をお待ちの方が多数残っておられたことから、その後はご質問のみを受け付け、後日回答するかたちとさせていただきました。会場で回答した内容も含め、頂いたご意見・ご質問の概要とそれに対する事業者の回答を**別表**にとりまとめました。

別 表

令和8年1月30日説明会におけるご意見・ご質問と弊社の回答

意見・質問の概要	事業者回答
<b>1. 事業計画について(全般)</b>	
事業地を決めるにあたって、候補地は他にあつたのでしょうか。なぜ、この場所を選んだのでしょうか。	事業地の選定にあたっては、処分場に適した地形条件を有していること、新名神高速道路が開通してアクセスが良くなつたこと、近江パラスが事業を続けてきた地元であること、これらを踏まえてこの土地を選定しました。
これまでに住民や市長からの意見が出されていますが、調査の内容等については一部検討されているものの、事業内容自体の見直しはされておらず、落胆しています。	知事及び市長からのご意見を踏まえ、3段階(①廃棄物の持ち込み段階、②浸透水のチェック段階、③万一、水質異常が発生した段階)で環境保全対策の強化を図り、下流河川の水質汚濁を防ぐ体制を整えることを検討しています。 ①展開検査員の資格取得を奨励し、展開検査では目視に加え携帯機器を併用する。 ②浸透水のモニタリングでは、pH及びEC(電気伝導率)の常時監視を行う。 ③浸透水の水質に異常が発生した場合への対応として、調整池脇に仮設の水処理設備を設置することができるスペースを確保する。
事業を行う上での損益分岐点はどのように想定していますか。金額的な試算を示してください。 万一の時の補償等に投じる予算について、どの程度の金額を見込んでいますか。また、どのように用意するのでしょうか。	受入価格は需要に合わせて変動する要素もありますが、現在の20年程度の搬入計画において、収益性が確保できることと試算しています。 万一の場合の対策費用などは、仮に想定される複数パターンの対策設備を具体的に仮定して試算することを、準備書作成段階で反映して示す予定としています。
お金儲けのための事業であり、県外からの搬入が9割という計画は容認できません。	我が国において、最終処分場の残余量は減り続けており、社会的には新たな最終処分場の建設が求められている状況です。特に、石綿含有産業廃棄物は、性状上リサイクルが困難であり、中間処理が原則禁止されていることからも、最終処分場での埋立処分に頼らざるを得ない状況です。 しかし、最終処分場の建設には様々な制約条件があり、発生量の多い地域と最終処分可能な地域にミスマッチが生じています。特に、大規模発生地である東京都や神奈川県等の都市近郊では、地域内での最終処分がほぼ不可能であり、他地域の民間最終処分場における広域処理・集約化に頼らざるを得ない状況となっています。 最終処分場の所在地に一定の負担は生じますが、受入れ廃棄物の展開検査の徹底、浸透水及び地下水の適切なモニタリング等の国が定める維持管理基準を遵守することにより、周辺環境への影響を防止していきます。 なお、クリーンセンター滋賀の閉鎖により、県内廃棄物の割合は今後増加すると思われます。
地域住民や流域住民の理解は許可に当たつての必要条件なのでしょうか、それとも努力義務なのかどちらでしようか。 流域の市議会や市長からは反対に近い意見が上がっています。どんなに反対の声があつても、要件を満たし許可を受ければ、建設するのでしょうか。	滋賀県において、産業廃棄物最終処分場の設置許可を申請するにあたり、必ずしも住民の同意は求められていません。但し、住民への説明会の開催は必要であり、その実施結果の報告は必要であり、その内容は審査の過程において考慮されるものと考えられます。 弊社においても、可能な限り住民の皆様に安心して頂ける事業となるよう、今後の事業計画の検討において可能な限り留意してまいります。
<b>2. 受入れ・展開検査、監視</b>	
展開検査は誰が行うのでしょうか。産廃の混入は全部チェックできないのではないかでしようか。	展開検査については、環境省の「人材認定等事業登録制度」に登録されている(公財)大阪府産業資源循環協会が認定する「廃棄物管理士」、及び厚生労働省所管の国家資格である「石綿作業主任者」の資格を有する作業員が実施します。 目視による展開検査では、不適物の混入を防ぐことが困難な場合があるため、検査精度や迅速性などの適用性を考慮し、携帯型蛍光X線分析器やポータブル臭気濃度計などの導入を検討中です。
機械的な検査も入れたいとのことですが、非常に種類が多いはずで、その採算などについて、どのように見積もりを立てているのでしょうか。	展開検査については、検査精度や迅速性などの適用性を考慮し、携帯型蛍光X線分析器やポータブル臭気濃度計などの導入を検討中です。 機器の種類・適応範囲により機材費は異なると思われますが、一定の効果が期待できるものについては、必要な経費として考慮・導入していく方向で検討中です。
受入れ廃棄物の監視について、住民の不安に留意し、住民を入れて監視することを検討していくください。	第3者のチェックとして、例えば定期的な自治会の役員や地域住民等による見学会などの開催について検討します。

## 令和8年1月30日説明会におけるご意見・ご質問と弊社の回答

意見・質問の概要	事業者回答
(説明会で回答) 展開検査の結果、不合格になった廃棄物は搬入者に持ち帰らせるとのことですが、株式会社ジェネス大津処分場で実際に持ち帰らせた事例はありますか。 あれば、持ち帰らせた廃棄物の内容を公開していただきたい。	株式会社ジェネス大津処分場における展開検査は、展開検査場ではなく、埋立場所にて荷下ろししながら敷き広げる形で実施しています。事前に受入基準を理解した特定の事業者からの搬入がほとんどですので、持ち帰らせる事例はほぼ発生しませんが、石綿含有産業廃棄物に木片が混入していた事例など年間数例程度あり、その状況は写真に撮影し記録しています。 なお、取引事業者との契約上の守秘義務に留意し、写真や詳細情報の公開は差し控えさせていただきます。
株式会社ジェネス大津処分場での展開検査はどうされていますか。また、新たな試みはしていますか。	
廃棄物の形状を写真で見せていただいたが、株式会社ジェネスの処分場における、実際の展開検査場で分けている建築廃材などの廃棄物の画像の写真を見せていただきたい。	「建設廃材」は廃棄物の種目としては、「がれき類」に該当します。資料に掲載した「がれき類」の写真をご確認ください。計画施設における展開検査は、全ての受入廃棄物を入り口付近に設置した展開検査場で実施し、再積載して埋立場所へ移動する計画です。 この様に、計画施設における展開検査は、株式会社ジェネス大津処分場とは異なる形式で行うことになることから、ジェネス大津処分場の写真の公開は差し控えさせていただきます。 なお、計画施設においては、地域住民の皆様を対象とした見学会の開催などを通じて、展開検査の様子をご確認いただくことも検討したいと考えています。
3. 災害への対応	
(説明会で回答) 広大な森林を伐採することで土地は保水力を失います。線状降水帯が発生し短時間に集中的な降雨が振った場合に、下流への影響は避けられないのではないかでしょうか。	まず、斜面の崩落などの事故が起きないよう、現在、地質調査を行ったうえで、急勾配にならない安定した形状となるよう設計を進めています。地震時や降雨時も含めて安全性を確認する計算は、滋賀県の基準に基づいて行われており、その基準を満たすよう設計します。 次に、森林伐採により土地の保水力が低下する点については、その影響を前提として検討しています。伐採後は雨水が流れやすくなるため、そのまま下流に流れ出ないよう調整池を設置し、大雨の際には雨水を一時的に貯留し、少しづつ下流に流す計画としています。 調整池は、50年に1回程度の大雨にも対応できる規模で検討しており、現時点では約8,500m <sup>3</sup> を想定していますが、滋賀県の基準見直しも踏まえ、協議の結果、必要であればさらに規模を大きくすることも検討します。
気候変動により、10年に一度や100年に一度の雨が毎年降るような状況が何年か続く状態になっています。気候変動への備えについて、どう考えていますか。	調整池については、「開発に伴う雨水排水計画基準(案)平成14年4月 滋賀県土木交通部河港課」に基づき、50年確率降雨に対応可能な容量を確保しています。 また、側溝などの雨水集排水施設については、「林地開発許可申請の手引(事業者用)令和5年4月 滋賀県琵琶湖環境部森林保全課」に基づき、10年確率降雨を安全に集排水できる大きさとしています。 これらの調整池及び雨水集排水施設は、造成する範囲を一度に伐採した場合を想定して必要な容量・規模を確保していますが、実際の運用では、伐採を段階的に行うとともに、埋立が完了した箇所から植生を施すことで、近年発生している異常降雨に対しても、流出抑制及び安全性の確保に努めてまいります。
4. 万一の事態での対応	
万一の事態が起った時の費用は誰が出すのでしょうか。管理やモニタリング調査はいつまで継続されるのでしょうか。また、近江バラスが廃業した場合、どうなりますか。	万一、計画事業が原因で周辺への環境汚染が生じ、是正工事等が必要となった場合や被害に対して補償が必要となった場合には、原因者である弊社が第一義的な責任を負い、責任をもって対処いたします。 是正工事や補償については、最終処分場維持管理積立金の切り崩しや自社財産の充當に加え、賠償責任保険等を活用します。また、国と産業廃棄物処理業者が参加する基金による財政支援制度が設けられています。 仮に、弊社が事業を継続できなくなった場合でも、最終処分場の維持管理や原状回復に関する責任が消えることはありません。この場合には、事前に確保されている維持管理・原状回復のための資金や、行政の監督の下で、必要な管理が引き継がれる仕組みとなっています。

## 令和8年1月30日説明会におけるご意見・ご質問と弊社の回答

意見・質問の概要	事業者回答
<b>5. 水質影響への対策</b>	
(説明会で回答) 将来、最終処分場建設におけるPFOSやPFOAの規制が変わることも十分考えられます。長期にわたる事業ですが、予測に当たっては、どのくらい先まで考慮されていますか。	PFOS・PFOAは水道水の法令基準が先行して整備されていますが、河川の環境基準や処分場からの排水基準は現在環境省が検討中です。その他の基準値が定まっていないPFAS類についても、検討する必要性は認識しています。 そのため現時点では具体的な排水対策を決められない部分がありますが、本事業は長期にわたるため、将来の法令変更には対応していく前提で考えています。 今後の判断に備えて、次郎九郎川の現状はPFASを含めて把握し、必要になれば追加的な水処理ができるよう計画上の余地を確保します。
(説明会で回答) 計画施設からの排水先である次郎九郎川には、上流側に2つの最終処分場があります。PFASの一種であるPFNAが米国の基準の10倍の濃度で検出されとの報道があり、次郎九郎川は現時点でも水がよどみ魚類が殆ど見当たらいません。新たな最終処分場の建設には反対です。	
(説明会で回答) 現時点で、PFOS・PFOAについての具体的な対応が検討できていないのであれば、管理型処分場にすることを検討して頂きたい。	安定型と管理型の最終処分場では、取り扱う廃棄物が異なることから、現状としては安定型最終処分場を整備したいと考えています。 その前提として、受入れる廃棄物に安定型以外の物が含まれないよう、受入管理の徹底を図ります。具体的には、受入時の展開検査を行うとともに、万一の状況を把握するため、浸透水や地下水のモニタリングを継続して実施し、それを監視していただくためのルール作りが必要であると考えています。
(説明会で回答) 守山市で過去に大きな環境影響を及ぼしたRD事業も安定型の処分場でした。水処理を行わない安定型処分場は管理型処分場よりも危険だと思います。 安定型処分場と管理型処分場では、コストがどれくらい違うのでしょうか。	安定型処分場と管理型処分場では、一般的に管理型処分場の方が、遮水工や浸出水処理施設などの設備が必要になるため、建設費及び維持管理費は高くなる傾向にあります。ただし、処分場の建設費は、埋立容量、埋立面積や地形・地質条件などの立地条件によって大きく左右されるため、一概に建設費を比較することは困難です。 本事業においては、法令等に基づき安定型処分場として受入可能な廃棄物の種類を厳格に限定するとともに、展開検査や地下水及び浸透水等の水質管理を実施し、周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な管理を行ってまいります。
和邇川の流域でPFAS、PFOSがでていると新聞で見みました。和邇川流域で起こっている汚染に関して、ジェネスでは具体的な対策は考えておられるのでしょうか。	和邇川において、県内他河川よりも高い濃度でPFOS及びPFOAが検出されていることは事実ですが、河川水質に係る指針値を上回る状況にはなっていないこと、また、株式会社ジェネスの処分場よりも上流の地点の方が濃度が高いという調査結果もあります。 株式会社ジェネスでは、昭和60年より約40年間にわたり最終処分場を運営しており、これまでに水質の基準値を守り適正に管理してきました。PFASに関しては、現時点で最終処分場における排水基準は定められていませんが、今後の法規制等の動向を注視して検討を進めるとともに、適切に対応して参ります。
過去に地下水汚染を起こした安定型最終処分場の事例の原因は何でしょうか。今回の計画は過去の事例とはどこが違うのでしょうか。	滋賀県の旧RDの事例では、医療廃棄物、廃油、焼却灰、ドラム缶入り有害物など、本来安定型処分場では受入れが認められていない廃棄物が埋立てられていたことが確認されています。また、福岡県筑紫野市の事例では、有機物が全体の約10%も含まれるなど、安定型処分場に不適合な廃棄物を埋立てられていたほか、悪臭対策として投入された硫酸第一鉄が、硫黄供給源として作用したことが原因の一つとされています。長崎県の安定型最終処分場の事例では、石膏系廃棄物が大量に埋立てられたことが原因とされています。 これら過去の事例に共通する原因是、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が埋立てられたことにあります。こうした教訓を踏まえ、現在では展開検査の義務化、安定型処分場で受け入れ可能な廃棄物の厳格化(シュレッダーダスト、石膏ボード、廃プリント基板、鉛管、有機物の配合率の高い建設混合廃棄物が、安定型処分場では受入れ対象外)、マニフェスト伝票による排出事業者及び処理経路の明確化などの制度が整備されています。

## 令和8年1月30日説明会におけるご意見・ご質問と弊社の回答

意見・質問の概要	事業者回答
滋賀県知事は琵琶湖は国民的な資産であり、きれいな形で次世代に残していく責務があると言われています。甲賀市長も、水に関しては万が一ということは存在しないと言われています。その点について近江パラスの見解を聞かせてください。	<p>本事業は、多量に発生する建築系安定型産業廃棄物(廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、がれき類)を適切に埋立処分することを主な目的としています。本施設の整備により、再資源化の難しい産業廃棄物の受け皿を確保し、産業廃棄物の処理コストを抑えることで、社会全体の経済負担の軽減に寄与し、不法投棄を減らすことに貢献できると考えています。</p> <p>受入れ廃棄物の展開検査の徹底、浸透水及び地下水の適切なモニタリング等の国が定める維持管理基準を遵守することにより、周辺環境への影響を防止していきます。</p>
<b>6. 環境現況調査</b>	
(説明会で回答) 関連車両の騒音や振動の予測は、どのように行うのでしょうか。道幅や地盤の状況もわからぬと思いますが、実際に現地で道路に車両を走らせるのでしょうか？	<p>関連車両による騒音・振動については、まず現地の道路で、現状の交通量のもとでの騒音・振動レベルを実測します。</p> <p>その際、地盤の性状による影響を把握するため、地盤の卓越振動数などの調査も行い、将来予測に用いる基礎データを整理します。</p> <p>将来の影響については、現状調査で得られた騒音・振動レベルを基に、計画上想定している搬入車両台数が増加した場合に、どの程度レベルが上昇するかを、一般に用いられている予測モデルにより算定します。</p> <p>その結果、騒音や振動が問題となるレベルかどうかを評価し、必要があれば低減対策の検討を行います。</p>
大気質や臭気などの現地調査地点は事業地の北側や東側ばかりですが、南側の調査をすべきだと思います。土山SAの利用者への影響を考慮すべきではないでしょうか。	<p>環境影響評価における現況調査については、滋賀県環境影響評価技術指針(以下、「技術指針」という)では、「選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域において、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点」で調査を行うこととされています。</p> <p>また、この技術指針においては、その具体的な調査位置の選定要件は記されていませんが、環境影響評価の技術的なマニュアルとして参考となる「道路環境影響評価の技術手法」(国総研資料)や「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(建設省監修)では、大気質等の生活環境項目については、「住居等の保全対象が存在する地域・地点における代表地点」で調査・影響の予測を行うこととされていること、その住居等の保全対象については「学校・病院等や集落・住宅等」の人の生活がなされている場所が対象とされていることなどから、一般に、商業施設・事業所等は、調査・影響評価の対象とはされていません。</p> <p>これらを踏まえ、大気質等の生活環境項目に係る現況調査は、事業地近傍で影響が生じるおそれのある大澤集落(西側)および南北土山集落(北側)を対象に、その地域における代表地点を調査地点として設定しています。</p> <p>なお、大気質(排ガス・粉じん)や騒音・振動の影響(本事業からの負荷)については、事業地の南側エリアも含めて平面的な予測を行うことから、南側地域への影響の程度についても明らかにしていきます。</p>
動物の調査は、環境アセスメントの後にも実施しますか。動物に影響がある場合、事業を中止しますか。	<p>本事業は最終処分場の建設という面的な開発事業であることから、動植物への影響を完全に回避することはできないと考えています。環境アセスメントの制度では、保全対象をレッドデータブックに記載されている種などに限定して、これらの生息への影響を予測・評価し、回避できない影響に対しては必要な環境保全措置を検討します。</p> <p>工事中や事業開始後の調査(事後調査)については、実施する環境保全措置の効果に不確実性がある場合などに実施することになります。事後調査の計画については、今後作成する環境影響評価準備書において検討します。</p>

## 令和8年1月30日説明会におけるご意見・ご質問と弊社の回答

意見・質問の概要	事業者回答
<p>調査地点数や位置、調査回数は適切・十分なのか、その根拠を示していただきたい。</p> <p>因果関係を立証できるように事前調査を行うのは良いと思いますが、立証できるというほどの調査ではないと思っています。</p>	<p>本事業における環境調査は、次の3つの段階・目的での調査となりますが、調査の目的・考え方はそれぞれ異なります。</p> <p><b>①事業の影響を予測・評価するための事前調査</b> (滋賀県環境影響評価条例の規定)</p> <p>事前調査は本事業の特性及び各環境要素の影響特性を踏まえ、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年、環境省)等の技術指針に示される知見や、県内の他の環境影響評価の事例を参考とし、住民意見書や滋賀県環境影響評価審査会の意見やも踏まえて以下の様な考え方で設定しています。</p> <p>なお、環境影響評価における関係地域設定の考え方については、別紙に示すとおりです。</p> <p>・<b>調査地点</b>:影響が大きくなると想定されるエリアやルート・地点に対して、主要な保全対象の分布等を勘案して設定しています。当該地点での調査結果を地域の現況・バックグラウンドとして考慮のうえ、事業実施後の影響を予測し、必要に応じて影響を低減するための対策を行うことで、周辺地域への環境保全が図れるものと考えています。</p> <p>・<b>調査回数・時期</b>:大気質、水質や動植物など季節の変化がある項目は、四季それぞれに実施します。騒音や振動など季節変化が小さい項目は、平均的・代表的な時期に実施します。</p> <p><b>②環境影響評価の実施・工事着手後に行う事後調査</b> (滋賀県環境影響評価条例の規定)</p> <p>今後、環境影響調査の結果を受けて検討し、準備書において掲載します。</p> <p><b>③産業廃棄物処理施設設置許可手続きに係る維持管理計画での調査</b> (浸透水や埋立地からの発生ガスなどのモニタリング調査、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準拠するとともに、より一層安全に配慮した計画とします)</p> <p>最も影響が大きくなる発生源の状況を把握するための調査が中心です。</p> <p>調査頻度は、影響が即座に出やすい浸透水の頻度が高く、浸透水から徐々に影響が広がる地下水の頻度は低くなっています。</p> <p><b>(浸透水)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査地点:浸透水集水井</li> <li>・調査項目及び調査回数:pH・電気伝導率(EC)は常時観測、BOD・COD・水温は月1回、地下水等検査項目は年1回</li> </ul> <p><b>(地下水)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査地点:埋立地の上流と下流に設置した地下水観測井戸</li> <li>・調査項目及び調査回数:地下水等検査項目及び水位は年1回、ふつ素・ほう素は隔年1回</li> </ul> <p><b>(雨水)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査地点:調整池</li> <li>・調査項目及び調査回数:浮遊物質量(SS)を月1回</li> </ul> <p><b>(埋立地ガス)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査地点:暗渠縦排水管</li> <li>・調査項目及び調査回数:メタン・硫化水素・二酸化炭素を年2回</li> </ul> <p><b>(埋立地内温度)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査地点:暗渠縦排水管</li> <li>・調査項目及び調査回数:埋立地内部の温度を年2回</li> </ul>

## 令和8年1月30日説明会におけるご意見・ご質問と弊社の回答

意見・質問の概要	事業者回答
降雨後に水質調査をすることですが、降った雨水が染み出すまで時間がかかります。1カ月連続や降雨後から1週間など調査しないと意味がないのではないでしょうか。	降雨時の水質調査については、降水が河川に流出するまでにタイムラグがあることに留意し、一続きの降雨期間において降雨初期～降雨終了の間に3回の採水を行い、濁度(濁りの状況)が最も高くなった採水試料を対象にSS(浮遊物質量)の分析を行うことにより、降雨流出時の濃度ピークを把握できるように調査を行います。 また、降雨時の調査とは別途、無降雨時の調査を年間に渡り4回(有害物質等は2回)実施します。当該調査については、降雨があった日から十分に時間をおく、対象河川の流量が概ね平常的と思われるタイミングで実施する方針です。これにより、季節変動も含めた降雨後、地中に浸透した水の流出後の状況(本事業実施前の現状)は概ね把握できると考えています。
調査はどこが行いますか。自社か、それとも第三者機関が行うのでしょうか。	環境影響評価に係る調査や処分場の運営に係るモニタリング調査は、第三者機関ではなく、事業者において直接実施することとなっています。 ただし、調査の結果については客観性・公平性の確保が必要であるから、大気質、水質、騒音等の分析調査は専門の検査機関(環境計量士が在籍する計量証明事業者)に委託して行います。また、計量証明の対象外となる調査(動植物や景観など)については、資格等の制度はありませんが、行政が発注する調査業務などに豊富な実績を持つ専門業者に委託して実施します。 なお、日常的な維持管理のなかで行う簡易的な測定については、事業者(職員)が自ら実施することもあります。
7. 説明会の開催	
今後の説明会の場所や時期は決まっていますか。野洲川下流域や大津市などで説明会を開催するつもりはありますか。	今後の説明会の実施場所や時期については、滋賀県や甲賀市、その他の流域自治体などとも相談しながら、検討・判断してまいります。
PFASやPFOA、マイクロプラスチックなど新たな水の危険性について明らかになりつつあります。琵琶湖の水を引用する流域1400万人に対して説明するべきだと思います。	環境影響評価準備書の内容についての説明会については、現時点では令和9年の春頃の開催を想定しております。説明会の回数が増えた場合には、その対応に応じてスケジュールは変化する可能性は有り得ます。
説明会に関して、愛知県瀬戸市における産業廃棄物の最終処分場事業では、半年で15回の説明会が実施されています。 今後の説明会やスケジュールについて、お尻をもう少し延ばして頂けないでしょうか。	流域住民に対しても、真摯に説明会を開いてほしいと求められたら対応して頂けないでしょうか。
あいこまち市民ホールなどのより広い会場で、平日や休日、昼や夜など説明会を増やしていただきたい。 甲賀市だけでなく、下流域の地域でも説明会を開いていただきたい。	守山市でも説明会を開催してください。 次の説明会は準備書段階に計画されていることですが、いつ頃か決まっていますか。 下流域への説明など説明会を増やすことで、準備書のスケジュールは変わるのでしょうか。
昨年8月4日の土山開発センターでの説明会では、土山町全体で周知をされて、出席者は80人程度でした。 周知が足りていないと感じており、各区ごとに説明会をしてほしいという要望を出しましたが、それに対するお考えを聞かせてください。	周知のあり方についてご意見をいただいたことは、真摯に受け止めております。 地元自治会の皆さまとは、これまで必要に応じて意見交換や情報提供を行っており、ご要望があった場合には、個別にご説明の機会を設けて対応してまいりました。今後についても、地元自治会の関係者と相談しながら、適切な情報提供の方法について検討してまいります。 なお、令和7年夏に実施した方法書に関する説明会は、計3回開催しており、延べ104名の方にご参加いただいております。
今後は説明会の回数を増やすとともに、会場に来れない人のためにZoomやYou Tube LIVEなどで説明会の内容を発信し、WEB上でアーカイブを残していただきたい。	会場に来られない方への情報提供の必要性については、重要なご指摘だと認識しています。説明会の回数や、オンラインでの発信・アーカイブについては、手続上の整理や運営方法を含めて検討が必要なため、どの方法が適切かを今後検討していきたいと考えています。

## 令和8年1月30日説明会におけるご意見・ご質問と弊社の回答

意見・質問の概要	事業者回答
市民が声を挙げないと対応されず、自主的な対応はないと感じます。 今後の説明会、周知の方法などを、方向性だけでも決めて公表することを決めていただけたい。いつまでに決めていただけるか。	今後の説明会の実施場所や時期については、前記の通りです。 環境影響評価の図書や各説明会の資料、埋立開始後のモニタリングデータ等については、弊社ホームページで継続的にご覧いただけるよう対応する予定です。
琵琶湖にとって野洲川は大切な川で、そこにはたくさん魚が遡上する。そこに建設するのはあり得ない。 琵琶湖で魚を採って生計を立てている漁協の方などにもちゃんと説明会をしたほうがよい。	放流先河川である次郎九郎川や田村川において漁業権をお持ちの土山漁業協同組合に対しては、これまでに個別にご説明の機会を頂いており、まずは、本事業の排水先である次郎九郎川や田村川において水質に影響を与えないように対応・管理していきます。 なお、事業内容の説明対象地域については、別紙に示す環境影響評価に係る関係地域の考え方を考慮して検討しています。
8. 説明会の周知	
(説明会で回答) 甲賀市長の意見では、下流域の地域住民の理解を得るために意見が出されていますが、事業のことを知らない人が多いと思います。発信活動が十分に行われていないのではないかでしょうか。	今回の説明会は、土山町だけでなく下流域の住民の皆さんにも説明すべきであるとのご意見を受け、最も関心が高いと考えられる甲賀市内において開催させていただきました。 一方で、下流域については、どこまでの地域を対象に、何回説明会を行うことが適切かが現時点では明確ではないことから、下流地域全体に対して本説明会の開催を周知し、参加いただくという判断をいたしました。 下流地域への周知については、自治体の担当部署の方々とも相談しながら対応してきており、広報紙への掲載を含めたご協力をお願いした結果、守山市では広報紙に掲載いただき、それ以外の自治体では市役所等へのチラシ設置にご協力いただいている状況です。 今後、どこまでの範囲にどのような周知や説明が必要かについては、引き続き検討が必要であると考えており、今後の手続きの進捗や行政からのご意見を踏まえながら、下流地域への情報提供のあり方について検討していきたいと考えています。
水に関しては、甲賀市はもちろん野洲川の下流側地域の水道水や農業用水に影響すると思います。 野洲川下流の自治体に対しては、チラシを各市役所に置いているという程度の周知ですが、地元として対応すべきだと思います。	回覧板だけでは情報が残りにくいという点はそのとおりだと思います。 甲賀市内では、広報紙、チラシの設置、回覧板に加えて、市ホームページや公式LINE、Facebookなど複数の手段で周知を行ってきましたが、十分かどうかについては引き続き検討していきたいと考えています。
周知の方法について、回覧板では各家に残りません。全戸配布すべきだと思います。	ご指摘の点につきまして、こちらの説明が不十分であり、結果として誤解を招く表現になってしまったことについて、お詫びいたします。 本事業については、法令に基づき適切に手続きを進めることが事業者としての責務である一方で、事業の性質上、地域の皆さんにご不安やご懸念を抱かせてしまうことは避けられないものと認識しています。 そうした受け止めがあることを踏まえ、今後も、環境影響評価の手続きの中で求められる説明や情報提供については、制度に則りつつ、必要な範囲で丁寧に対応していきたいと考えています。
今回の説明会に関して、回覧板による全戸周知をしたとのことですが、これは近江バラスが主体となってされたことなのでしょうか。	今後の説明会等のご案内については、弊社ホームページ( <a href="https://ohmi-ballast.jp/disposal/">https://ohmi-ballast.jp/disposal/</a> )に随時公開いたします。
全戸回覧やLINEでの説明会の周知など、私たちの仲間が市役所などと協議して、対応していただいたものであり、事業者が積極的に行つたものではないと思います。それを自分たちが行つたように言われると、小さなことだが信頼を欠くのではないかでしょうか。	今後の説明会等のご案内については、弊社ホームページ( <a href="https://ohmi-ballast.jp/disposal/">https://ohmi-ballast.jp/disposal/</a> )に随時公開いたします。
今後の説明会の周知について、若い人はチラシや回覧板も見ないと思います。いつでもアクセスできるホームページで公開してください。	今後の説明会等のご案内については、弊社ホームページ( <a href="https://ohmi-ballast.jp/disposal/">https://ohmi-ballast.jp/disposal/</a> )に随時公開いたします。
9. 情報提供・公開	
土山で最初に説明会をされたと聞きましたが、その内容・資料について、近江バラスのホームページでいつでも見られるようにしてください。	令和7年の7月から8月に開催した事業計画・方法書の説明会の資料及び質疑概要は、弊社ホームページ( <a href="https://ohmi-ballast.jp/consideration-statement2-2/">https://ohmi-ballast.jp/consideration-statement2-2/</a> )でご覧いただけます。
モニタリング調査結果はどのように公開しますか。	モニタリング結果については、弊社ホームページ等で公表するとともに、地元自治会等への定期的な報告を行います。

## 令和8年1月30日説明会におけるご意見・ご質問と弊社の回答

意見・質問の概要	事業者回答
<b>10. その他</b> <p>環境影響評価での意見書の提出方法は非常にハードルが高く感じます。ネット上で簡単に意見が出せるように検討してください。</p>	<p>環境影響評価における意見書の提出方法について、「手続きのハードルが高い」と感じられる点については、私どもとしても課題はあると認識しております。</p> <p>一方で、意見書制度は、環境影響評価図書の内容を踏まえ、環境の保全の見地からの具体的なご意見を把握し、事業者の見解や今後の検討に反映させることを目的とした制度です。このため、一定の記載事項や提出方法を設けることで、意見の内容や趣旨を正確に把握できるようにしています。</p> <p>今後も、制度の趣旨を損なわない範囲で、より分かりやすく、意見を提出しやすい方法について検討してまいります。</p>

**近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業**  
**環境影響評価における関係地域の考え方**

本事業の環境影響評価における関係地域は、甲賀市土山町周辺（野洲川支流の田村川流域）としています。当該範囲を設定する上での根拠は以下の通りです。

根拠①：滋賀県環境影響評価技術指針（平成 11 年 滋賀県告示第 124 号、最終改訂：令和 2 年 県告示第 555 号）※1 第 16 条において、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」を以下の通り定めている。

- 2 事業者は、前項の地域を定めるに当たっては、次に掲げる区域等を基準として、丁町大字単位または学区単位で定めるものとする。
- (1) 対象事業実施区域およびその周囲から 1キロメートルの範囲内の区域（←該当）
  - (2) 主要な眺望点（不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。）（←該当）
  - (3) 供用開始後の 1 の工作物において 1 時間当たり使用する最大の燃料の数量（中略）が 3 キロリットル以上である場合にあっては、当該工作物から、当該工作物から大気中に排出される汚染物質の濃度が地上において最大となる地点までの距離の 2 倍に相当する距離の範囲内にある区域（←該当しない）
  - (4) 土地の改変に係る面積が 20 ヘクタール（国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92））第 9 条第 2 項第 3 号に規定する森林地域において土地の改変が行われる場合にあっては、10 ヘクタール（←該当）以上である場合にあっては、当該土地に存する河川の区域および当該土地の境界線から当該河川の流下方向に 5 キロメートルの地点（当該河川が当該河川の流下方向に 5 キロメートル以内の範囲において主要河川に流入する場合にあっては、当該流入点（←該当））までの範囲にある当該河川の区域
  - (5) 供用開始後の 1 の工作物における 1 日当たりの平均的な排出水（専ら冷却の用に供された後に排出される水を除く。）の量が 2,000 立方メートル以上（←該当しない）である場合にあっては、当該排出水が河川に排出される地点から当該河川の流下方向に 5 キロメートルの地点（当該河川が当該河川の流下方向に 5 キロメートル以内の範囲において主要河川に流入する場合にあっては、当該流入点）までの範囲にある当該河川の区域
  - (6) 対象事業の実施および供用開始に伴い増加する交通量が、1 日当たり最大 500 台以上（←該当しない）である場合にあっては、対象事業実施区域から接続する主要な道路の区域（対象事業実施区域から 2 キロメートルの地点（当該道路が対象事業実施区域から 2 キロメートル以内の範囲において幹線道路と接続する場合にあっては、当該幹線道路との接続地点）までの範囲にある区域に限る。）
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、事業特性および地域特性に応じて必要と認められる区域

根拠②：「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省、平成 18 年）※2において、水質の影響範囲については、「水質の濃度に一定程度以上の影響を及ぼすと想定される範囲（河川においては低水流量時に排出水が 100 倍に希釈される地点を含む流域とする）を考慮して設定する。」とされることから、その基準に照らし、甲賀市の中でも土山町に納まる範囲（野洲川支流の田村川流域：事業地の集水面積の約 294 倍）としている。

※1 「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成 11 年 滋賀県告示第 124 号、最終改訂：令和 2 年 県告示第 555 号）  
[https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki\\_int/reiki\\_honbun/k001RG00001103.html#e000000977](https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki_int/reiki_honbun/k001RG00001103.html#e000000977)

※2 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省、平成 18 年）  
[https://www.env.go.jp/recycle/misc/facility\\_assess/](https://www.env.go.jp/recycle/misc/facility_assess/)